

知事からの意見聴取に対する回答の報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成28年10月17日付教体第15号により知事から意見を求められた平成28年12月定例県議会に提出される報告案件について、異議がない旨を平成28年10月17日付けで回答したことを報告する。

平成28年10月20日

奈良県教育委員会教育長

(報告案件)

損害賠償請求事件について

[根拠規定]

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

●奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則

第二条 委員会は次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。

略

十四 教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案についての意見の申出

略

第四条 委員会はその議決に基き第二条第一項各号に掲げる事務（ただし、法律第二十五条第二項各号に規定するものを除く）につき教育長に委任し教育長をして臨時に代行させ、又は専決させることができる。

2 教育長は、緊急やむを得ないときは前項の規定にかかわらず、委員会の議決を経ることなく第二条第一項各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

3 前二項の場合においては、教育長は、次の委員会の会議に報告しなければならない。